

G

コーポレートガバナンス

当社は、企業理念、経営理念の下で、株主価値、顧客価値、社員価値、企業価値の最大化を図ることを目指しています。

これらを実現するためには、経営の効率性・透明性・適法性が必要であり、コーポレートガバナンスの充実およびコンプライアンスの強化を最重要課題と位置付けています。

コーポレートガバナンスの基本方針

取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任強化を目的とする「指名・報酬委員会」の設置、取締役会を補完する「経営会議」の設置、執行役員への業務執行権限の一部委譲、監査役会の活動を軸に、コーポレートガバナンス体制を強化しています。

ガバナンス体制と推進体制

当社のガバナンス体制は、株主総会において選任された社外取締役を含む取締役で構成される取締役会を最高意思決定機関および監督機関とし、代表取締役および担当取締役が行う執行に関する権限と責任を有する体制としています。なお、当社においては、執行役員制度を導入し、取締役の業務執行機能の一部を執行役員に委譲することで、取締役の監督機能を相対的に強化しています。

取締役は、取締役会において、定期的に自己の職務執行状況を報告するとともに、全体最適の視点から他の取締役の業務執行状況を監督しています。

株主総会において選任された社外監査役を含む監査役は、監査役会を通じて会計監査人と適宜連携、情報共有を行い、独立した客観的な立場から取締役の業務執行について適法性および妥当性の監査を行っています。

1) 取締役および取締役会

取締役候補者は、代表取締役社長が候補予定者を選定します。この候補予定者について、社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」における諮問を経た上で、取締役会決議により最終的に取締役候補者として決定します。社外取締役候補者は、取締役候補者選定基準に加え、当該候補者および二親等以内の親族が、現在または過去3年以内の期間において次の各項目に該当しないことを独立性の判断基準として選定されます。

- ①東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に抵触する者
- ②当社または当社子会社の業務執行者
- ③当社の主要株主またはその業務執行者
- ④当社の取引先の業務執行者またはその出身者
※一般株主と利益相反が生じるおそれのないものを選任
- ⑤当社の取引先金融機関の業務執行者またはその出身者
※一般株主と利益相反が生じるおそれのないものを選任
- ⑥当社から役員報酬以外に1千万円超の報酬等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等

取締役会は、監査役出席のもと、毎月1回開催する「定時取締役会」と臨時に開催する「臨時取締役会」があります。(2023年度は定時、臨時あわせ、17回開催しました。)当社

の業務執行に関する基本方針および重要事項を決定し、取締役の職務の執行ならびに内部統制に関し監督しています。

2) 監査役および監査役会

監査役は、取締役会に対する適法性および妥当性に関する確認行為および意見表明を積極的に行います。

適法性および妥当性監査の円滑な推進のため、監査役からの業務指示への対応および監査役職務の補助は専任の監査役室担当者が行います。なお、監査役と会計監査人との情報共有を適切に行うため、監査役室からの要請に応じて財務部門が支援を行います。

社外取締役がその役割・責務を十分に果たすため、監査役および監査役会は、社外取締役と適宜意見交換を行うなど十分な連携を図ります。

監査役候補者は、社外取締役等の意見も踏まえた取締役会の審議を経て選定されますが、監査役候補者には、財務・会計に関する十分な知見を有している者を必ず1名以上選定することとしています。なお、取締役会の審議に先立ち、監査役会の同意を得ています。

監査役会は、監査役3名で構成され、原則毎月1回開催し、監査に関する重要な事項について協議を行い、または決議を行っています。また、定時取締役会と臨時取締役会、その他の重要な会議に出席するなど、内部統制の運営状況や業務執行に関する確認を行い、必要に応じて取締役会に意見を述べるなど、取締役の職務執行に対する監査を実施しています。

3) 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、取締役の指名および報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とし、社外取締役および人事担当取締役の4名の取締役で構成され、取締役候補者および執行役員候補者の選任、取締役および執行役員の解任、取締役および執行役員の報酬等の内容、およびそれらを審議するために必要な基本方針に関する事項について、審議を行い、取締役会または代表取締役社長に対して助言・提言を行います。

G コーポレートガバナンス

役員報酬制度

役員報酬制度の概要

当社の役員報酬制度は、①持続的な企業業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること、②会社業績・成果、および取締役の役割・責任との連動が高いものであること、③報酬決定のプロセスが客観的で透明性が高いものであること、を方針とすることを取締役会で決定しております。

取締役

社外取締役を除く取締役の報酬は、役位に応じて決定する「基本報酬部分」(全体の65%)および「株式報酬部分」(全体の10%)、ならびに「業績連動報酬部分」(全体の25%)により構成されております。業績連動報酬部分は0%から

200%の範囲で変動し、そのうち100%を超える部分の50%については、株式にて支給します。

監査役

監査役の報酬は、「基本報酬」のみとなっております。

社外取締役

社外取締役の報酬は、「基本報酬」のみとなっております。

業績連動報酬等に関する事項

「業績連動報酬部分」は、「営業利益計画達成率(期初計画)」、「営業利益前年度比」、「ROE計画達成率(中期経営計画)」、および「個人ミッション達成度」により算定し、0%～200%の範囲で変動するものであります。

取締役会の実効性評価

当社は、企業価値向上に向け最善・最良の意思決定と監督を実現する仕組み・手続き、加えて、実際の議論や意思決定がそのような役割・期待に応えるものになっているかを、取締役会自身が確認(セルフレビュー)し、今後の課題を認識したうえで取締役会がとるべき行動のPDCAサイクルを具現化するために取締役の実効性評価を実施しています。2023年度の実効性評価実施結果の概要は下記のとおりです。

実効性評価の方法

評価対象期間: 2023年4月1日～2024年3月31日

評価者: 全取締役および全監査役(12名)

アンケート質問の大項目: 全24問

- | | |
|------------|----------------------------------|
| 1. 取締役会の構成 | 4. コーポレートガバナンス・コード対応およびその他課題への対応 |
| 2. 取締役会の役割 | |
| 3. 取締役会の運営 | 5. 総評 |

実効性の分析および評価の結果

取締役会では、提案された議案について、社内・社外の区分なく意見交換と議論を行い、監査役の確認と意見も考慮して意思決定しています。2023年度は、取締役会の構成・役割の検討とESG・SDGs経営の主に2つの課題に取り組みました。

①取締役会の構成・役割の検討

経験・知見・専門性のバランスの取れた取締役会構成のための具体的対策の検討と、取締役会の役割について、長期的な視点に基づく会社の方向性に関する具体的施策や時間軸に基づく議論が必要であることを確認しました。

②ESG・SDGs経営

取締役と経営幹部で構成されるCSR委員会において議論を重ね、取締役会等においても定期的に報告・審議を行い、2024年度よりスタートした新中期3ヵ年経営計画において具体的施策へ落とし込みました。

取締役会は、コーポレートガバナンス・ガイドラインに基づいて活動し、コーポレートガバナンスの目標である持続的成長と中長期的な企業価値向上に寄与する役割を適切に果たし、効果的に機能しています。

今後の課題、取り組み方針

当社取締役会は、実効性評価のアンケートを通じて課題を把握し、引き続き改善に取り組んでいきます。

- 取締役会の機能を果たすうえで、経験・知見・専門性等のバランスがとれたより良い取締役会の構成を目指し、取締役会および指名・報酬委員会において検討を行います。また、最高経営責任者を含む経営幹部等のサクセッションプランの実施について、スキルマトリックスも踏まえ、取締役会による適切な監督と支援を行います。
- 中長期的な観点から経営課題を議論する機会を増加させるため、具体的な取り組み課題毎に、担当取締役(あるいは執行役員)を決定し、当該担当役員のリーダーシップのもと、着実な進捗を図ります。特に、資本コストを意識した事業の効率性・収益性の向上については、定量的な目標設定およびKPIの検討を進め、事業部門への落とし込みを図ります。これらの施策により、コーポレートガバナンス体制の充実に目指します。